

第3章 聴覚障害者の災害訓練

<1>訓練の重要性

○ 日頃からの訓練・研修での備えが大切

災害時の対応方針やマニュアルなどを、実際に災害が起きたときに、素早く効果的に運用できるように日頃から訓練しておく

ことが大切です。本当にマニュアルが機能するのかどうか、問題点はないかなどを実践的に検証し、さらに対策を拡充していきましょう。

また、団体の役員レベルだけでなく、会員が広く参加し、体験・学習する場としても、定期的に訓練や研修を行うことが重要です。



「目で聴くテレビ」2005年12月7日の訓練生中継より

○ 地域全体の訓練と聴覚障害者分野の訓練

①地域全体の防災訓練に積極的に参加する

災害時には、隣近所をはじめ、地域住民との協力が不可欠です。そのためにも、日頃から積極的に交流を広げ、災害対策についても相互の理解と具体化を進めていきましょう。

各地域では、毎年9月1日の「防災の日」やその前後の「防災週間」などを中心に、都道府県・市町村や自主防災組織などが実施する防災訓練が行われています。それらの訓練に、聴覚障害者や関係者が積極的に参加することは、障害者の災害時の実情とニーズを防災関係者や地域住民に理解していただき、災害対策全体のなかに障害者の対策をしっかりと位置づけていただくためにも大切です。

事前に行政や自主防災組織の担当者と十分に意見を交換すること自体が、相互理解と協働への“第一歩”です。1回の訓練ではあまり欲張らず、訓練の内容が聴覚障害者にも理解できるように手話通訳者や要約筆記者を配置すること、訓練参加者全体に“災害時に聴覚障害者が何に困っているのか”をよく知っていただくことから始めましょう。



②聴覚障害者団体の独自の訓練

同時に、災害時には地域住民全体を対象とした対策に加えて、聴覚障害者関係団体からの情報提供や支援も重要な役割を果たします。

聴覚障害者関係団体の役員や常駐スタッフを中心とした現地災害対策本部の立ち上げと活動の訓練のほか、各種大会やイベントのなかで「〇〇クイズ」「△▽体験コーナー」「災害伝言板利用講習会」をもうけるなど、会員・関係者の幅広い参加を得て防災問題を考えるための訓練や研修を、年間の事業計画の中に位置づけましょう。

その際、地域のろうあ者と難聴者・中途失聴者をはじめ、手話通訳者、要約筆記者、手話サークル、聴覚障害者情報提供施設などが共同でおこなう訓練となるよう、具体化をはかりましょう。

起震車で“揺れ”を体験しましょう



罹(り)災証明とは？

台風などによる暴風、豪雨などで家屋などが被害にあった方は、義援金や保険金の請求、税の減免などのために罹(り)災証明書の申請を市町村に申し出ましょう。被害の状況が具体的に確認できる写真を必ず撮っておきましょう。

また、被災したことを証明する「被災証明」もあります。詳しくはそれぞれの市町村に確認してください。

<2> 訓練計画立案のポイント

① 訓練の目的を明確に

防災訓練で行われる主な訓練内容には、次のようなものがあげられます。それぞれの訓練内容については、<3>で紹介していきます。訓練が役員や常駐スタッフを対象としたものなのか、広く会員全体を対象としたものなのか、関係機関との連携や一般地域住民、災害ボランティアなどとの協働をはかるものなのかなど、何に重点をおいた訓練なのかなどを十分に議論し、具体化しましょう。

訓練を重ねながら、実際の災害に対処できるように、課題を組み合わせた“総合的な訓練”へと実践的なレベルを上げていきましょう。

現地対策本部の立ち上げ訓練

緊急情報の収集と伝達訓練

避難、初期消火、救護訓練

安否確認訓練

携帯電話メールを使った

「災害伝言板」利用訓練

避難所での情報保障訓練など



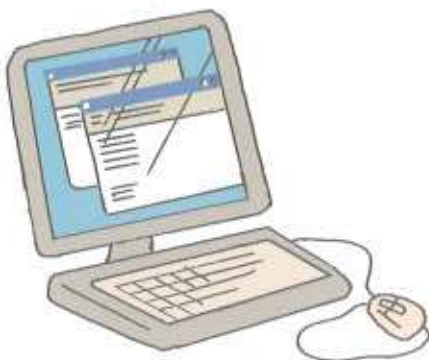
「目で聴くテレビ」2005年12月7日の訓練生中継より

② 想定する災害と被害予測を前提に

地震、水害、火山噴火、重大事故など、地域の特性や実情に見合った災害を想定しましょう。災害の規模や被害予測の情報は、それぞれの市町村の災害対策課などにあります。

また、訓練にあたっては、ライフライン、特に電力確保の条件設定も重要です。停電を想定した訓練、夜間や休日を想定した訓練なども行ってみましょう。

団体役員や支援者自身が被災することを想定した訓練も大切です。



国・自治体などの対策

県と情報提供施設・「目で聴くテレビ」が災害情報協定 — 静岡県

静岡県と静岡県聴覚障害者情報センター・「目で聴くテレビ」は、それぞれのあいだで、「災害時における情報伝達要請に関する協定」を締結しています。

NPO CS障害者放送統一機構では、2005年12月に静岡県で聴覚障害者緊急災害情報保障訓練をおこないましたが、それを機に、災害時に聴覚障害者に対する情報発信の拠点となる情報提供施設や「目で聴くテレビ」に対して、静岡県防災局が発表する災害情報を提供する仕組みを作ることになったものです。

これによって、静岡県が県内の報道機関に発表するさまざまな災害情報——東海地震に関する警戒宣言や地震予知情報、避難、被害などの情報を情報提供施設や「目で聴くテレビ」も入手することができるようになりました。

「目で聴くテレビ」では、防災関係機関や他の都道府県、市町村とも同様の協定を結んで災害情報を確実に入手する仕組みをつくっていく予定です。

また、静岡県聴覚障害者情報センターでは、2006年12月にEメール機能を使った災害情報伝達と安否確認の訓練をおこない、さらに使いやすいシステムの構築に向けた取り組みを強めています。



災害時における情報伝達要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、静岡県知事（以下「甲」という。）が、特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構理事長（以下「乙」という。）に聴覚に障害のある人向けの情報伝達を行うことを求める時の手続等を定めるものとする。

(情報伝達の要請)

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要がある時は、乙に情報伝達を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 情報伝達要請の理由
- (2) 情報伝達事項
- (3) 希望する情報伝達日時及び配信系統
- (4) その他必要な事項

(情報伝達の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して主に聴覚に障害のある人向けに伝達することとし、甲及び聴覚に障害のある受信者からは伝達料を徴収しないものとする。

(情報の取扱い)

第5条 乙は、甲から伝達の要請を受けた情報について、本協定の適用する目的以外に用いてはならない。

(連絡責任者)

第6条 第3条に掲げる事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑化を図るため、静岡県総務部防災局長及び乙を連絡責任者とする。

(雑則)

第7条 この協定実施に関し、必要な事項は甲及び乙が協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成17年12月6日から適用する。

この協定の成立を証するため当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成17年12月6日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 石川 嘉延



(乙) 大阪府大阪市北区東天満2-7-12
特定非営利活動法人CS障害者放
理事長 高田 英一



③日時、場所、参加規模、必要資機材

訓練の目的と内容に合わせ、日時、場所、参加団体、規模、必要な資材や機材などを準備しましょう。

④関連機関への連絡と調整

都道府県・市町村の障害福祉担当課、防災担当課、消防署、警察、地域の自治会、自主防災会など、必要な機関へ訓練計画を知らせ、協力・要請事項を調整しましょう。消火訓練など、訓練内容によっては、必ず事前の届け出が必要な場合もあります。

⑤参加意欲がわき、楽しく学べる内容も大切

堅苦しいだけの訓練では、なかなか多くの人に参加してもらうことはできません。緊迫感と同時に、一般の参加者が楽しく学べるような内容も工夫してみましょう。事前の周知と宣伝、参加者の確実な組織も大切です。



応急危険判定とは？

被災建築物の応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。

判定結果によって、赤色（この建物に立ち入ることは危険）、黄色（立ち入る場合は十分な注意が必要）、緑色（この建物は使用可能）の「判定ステッカー」（A3版）が建築物の見やすい場所に表示され、居住者だけでなく付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性がわかるように情報が提供されます。

なお、この調査は罹災証明のための調査とは別のものですので注意してください。



⑥事故防止、最低限の補償対策

訓練中の事故防止に努めるとともに、万が一の事故に備えて、ボランティア保険などによる補償の活用も検討しましょう。また、「防火防災訓練災害補償等共済制度」が活用できないか、各市町村の消防防災課に事前に問い合わせてください。

⑦マスコミへの広報、取材要請

訓練を事前に地域の報道機関に広報したり、取材を要請するなど、訓練を機に聴覚障害者の災害対策上の課題を社会全体に広くアピールしましょう。

国・自治体などの対策

GPS携帯電話メールで119番通報 —— 京都府乙訓地域

京都府南部の乙訓消防組合では、聴覚障害者などを対象に、GPS（位置情報）機能付き携帯電話メールによる救急や消防の通報システム「こころくんシステム」を展開しています。

これまで、聴覚障害者の緊急通報システムとしては、ファックスや緊急通報ボタンなどによる自宅・屋内からの通報に限られていました。

「こころくんシステム」では、事前に登録した携帯電話から緊急通報をメールすると、通報内容とともに、自動的にGPSによる位置情報と登録情報が消防署の指令システムに表示され、消防署から「救急要請を受け付けました。消防本部」などの受信確認メールが送信されます。

今後は、さらに文字通信による応急処置などの相談、病院情報の照会などにも活用できるように計画しています。

また、同地域の向日市では、阪神淡路大震災以来、2年ごとにおこなっている防災訓練に際し、必ず障害者関係団体にも呼びかけがあり、関係するボランティアと一緒に参加しています。訓練ごとに市に対して、当事者しか判らないような改善点などを具体的に要望するなど、障害者が参加しやすい訓練にしていくために双方が努力しています。



<3> 訓練の内容と進め方

① 対策本部の立ち上げ訓練、対策本部の通報訓練

聴覚障害者の災害現地対策本部のスムーズな立ち上げと活動についての訓練は、次のような課題を組み込んで具体化しましょう。

図上シミュレーション、図上グループワークなどの方法を組み合わせて、起こりうる事態や課題の整理、対応策を検討していくことは、災害対策についての想像力や判断力の育成にもプラスになります。

- 災害時の拠点施設、そのバックアップ施設の明確化
- 対策本部としての必要資機材のチェック
- 本部メンバーの参集
- 指揮、指示系統の確認
- 支部・班との連絡ルート、上部団体への連絡ルート
- 行政、関係団体、目で聴くテレビなどへの通報・連絡
- 災害に関する情報収集、情報連携
- 会員等のリスト、地図落とし
- 団体としての最小限の非常時持ち出し品・書類のチェック

その際、さまざまな状況を想定して、二重三重の仕組みを考えていきましょう。

- 電話・FAXが通じない場合は……
- 携帯電話・メールが通じない場合は……
- 停電でパソコンが使えない場合は……
- 手話通訳者・要約筆記者で災害時でも駆けつけられるのは誰？



②避難、初期消火、救護訓練

事務所や施設のスタッフ、利用者、入所者を対象とした避難訓練、消火器の取り扱いなどの初期消火訓練、けが人への応急処置訓練、起振車を使った震度体験などの訓練もおこないましょう。

③避難準備情報、避難勧告などの緊急情報の伝達訓練

重大な災害時には、市町村長が住民に対して「避難勧告」「避難指示」などの緊急情報を発する場合があります。

都道府県や市町村によっては、事前に登録された聴覚障害者にFAXや携帯電話メールで緊急災害情報を伝達しているところもあります。こうした地域では、自治体と協力し、実際にシステムを使った訓練をおこなうことが大切です。

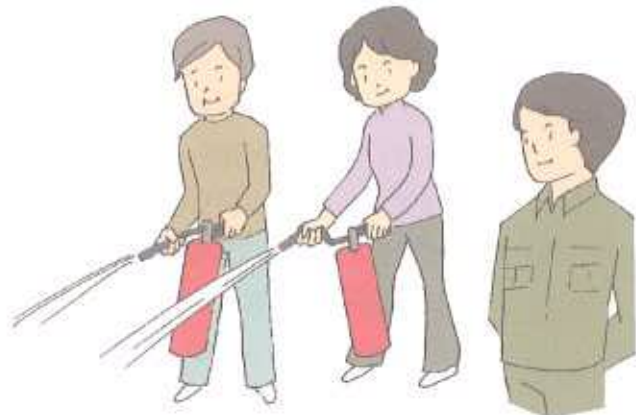
また、自治体による情報伝達を補う意味で、聴覚障害者関係団体が各会員に対して独自に情報を伝達する仕組みを考えることも大切です。自治体と協議し、緊急情報をどのような方法で確実に入手するのかを明らかにするとともに、FAX、メールなどを使った「緊急連絡網」をつくりましょう。

④安否確認訓練

対策本部として、各団体の会員の安否や避難先を確かめることはたいへん重要な課題です。

連絡網によって支部・班からの安否情報が本部に集中する仕組みをつくったり、緊急のEメールを受け取った際に各自から返信する項目を決めておき、安否や救助の必要の有無、避難先などを送り返してもらうような工夫も必要です。

また、返信メールを自動的にチェックして画面に表示することができ機能が付いたEメール発信システムなどもあります。



⑤携帯電話メールでの災害伝言板利用訓練

携帯電話会社の「NTTドコモ」「KDDI」「ソフトバンク」各社には、災害時に携帯電話メールを使った「災害伝言板サービス」があります。各社のサービスの紹介と利用方法についてはそれぞれのホームページをごらんください。

また、訓練の場に各社の担当者にきていただき、講習と利用体験をおこなうことも効果的です。



携帯電話メールの災害用伝言板サービス

NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの携帯電話各社では、大規模災害時に携帯電話で安否情報をやりとりできる災害用伝言板サービスをおこなっています。

このサービスは、「震度6弱」以上の地震などの大規模な災害が発生した場合に開設されます。

被災者から自分の携帯電話メールで10件のメッセージを登録することができます。被災状況として、「無事です」「被害があります」「自宅にいます」「避難所にいます」などのなかから選択できるほか、100文字（全角）以内でコメントを書き込むことができ、それを全国の携帯電話やパソコンで見ることができます。

また、安否情報が登録されると、あらかじめ設定したメールアドレス（3件から5件）に登録を知らせるメールを送るサービスもあります。

各社では、毎月1日や国の「防災週間」「防災とボランティア週間」に体験サービスをおこなっています。防災講座などへの“出張講習”も要請しましょう。

詳しくは各社のホームページをごらんください。

NTTドコモ <http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/>

KDDI <http://www.au.kddi.com/notice/dengon/>

ソフトバンク <http://mb.softbank.jp/scripts/japanese/infomation/dengon/>

⑥避難所での情報保障訓練

災害では、地域の手話通訳者や要約筆記者も被災する可能性があり、交通網の被害状況によってはただちに遠方から派遣することが難しい場合もあります。

このような状況を考え、手話通訳者や要約筆記者などの“人”の派遣についての訓練とともに、災害時に真っ先に避難する近所の小学校や公民館などでの情報保障が確実におこなわれるかどうかを検証する訓練も大切です。

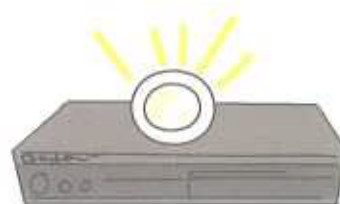
避難所に指定されている施設に、情報保障に必要な機器が設置してあるかどうかをチェックしましょう。

FAX

インターネットにつながったパソコン

字幕放送用テレビ

「目で聴くテレビ」の受信機「アイ・ドラゴンⅡ」など



避難所の運営に関しては、情報や連絡事項を文字にして掲示するよう徹底しましょう。

さらに、避難が長期化する場合の聴覚障害者用避難所でも、これらの情報機器の配置の確認と動作確認、停電時のポータブル発電機の作動などの訓練も必要です。

また、テレビ電話を使った遠隔地からの手話通訳支援や手話でのコミュニケーションの訓練などもおこなってみましょう。



「目で聴くテレビ」2005年12月7日の訓練生中継より



知っていますか？「避難準備情報」

大規模な災害の場合には、市町村長が住民に対して避難などを呼びかけます。そのながで新しくつくられたのが「避難準備情報」。これまでの「避難勧告」や「避難指示」との違いがわかりますか？

	発令されるとき状況	住民が求められる行動
避難準備情報	要援護者、特に避難に時間がかかる者が避難をはじめなければならない段階。 人の被害が出る危険性が高まった状況。	要援護者、特に避難に時間がかかる者は避難を開始。（支援者も支援行動を開始） それ以外の者は、家族との連絡や非常用持出品の用意など避難の準備を始める。
避難勧告	普通に避難できる者が避難をはじめなければならない段階。 人の被害が出る危険性が明らかに高まった状況。	普通に避難できる者が避難を開始。
避難指示	事態が切迫した状況。 人の被害が出る危険性が非常に高いと判断された状況。 人の被害が発生した状況。	避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了。 まだ避難していない住民は、ただちに避難行動に移る。そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

(内閣府資料「三類型の避難勧告等一覧」をもとに作成)



情報伝達に便利！「シルウォッチ」避難所用キット

「食事配給の放送が聞こえず、気が付いたときにはお弁当がなくなっていた」「仮設トイレが設置されたのを知らず、水を飲むのをガマンして具合がわるくなった」——情報を振動と文字で腕時計型受信器などに知らせる屋内信号装置「シルウォッチ」を避難所内で活用すれば、こんな問題も解決することができます。登録した文字情報が簡単に発信できる送信器もセットになった避難所用キットも準備されています。

聴覚障害者情報受信装置「アイ・ドラゴンⅡ」とともに、災害時に避難所になる公共施設などへの配置を求めていきましょう。



腕時計型受信器「シルウォッチ」



携帯型光受信器「キューブライト」